

～10月は「里親月間」です～



あなたも里親として、お子さんを家庭に迎え入れてみませんか。

里親とは、様々な事情で、家庭のぬくもりを必要とするお子さんを迎え入れ、正しい理解のもと、豊かな愛情をこめて養育していただく方のことです。

里親制度は、児童福祉法に基づき里親として認められた方に、お子さんの養育をお願いする制度で、たくさんの方が登録しています。

里親制度に興味・関心のある方は、まずは児童相談所までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

ヨイコニ

北海道室蘭児童相談所 TEL：0143-44-4152

※ 単身や共働きの方でも登録することができます。

※ 必要な要件を満たした上、所定の研修を修了していただきます。

※ 経済的に困窮している方や犯罪による受刑歴、児童への虐待歴等がある方等は、里親にはなれません。

※ 児童を養育する際の生活費や教育費等の費用は、公費で受けられます。